

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する 条 例 の 手 引



『加東市マスコットキャラクター 加東伝の助』

平成29年4月

加 東 市

目 次

1	条例制定の背景と経緯	1
2	用語の定義	2
3	条例の概要	3
4	対象公契約の範囲	5
5	対象労働者の範囲	6
6	労働報酬下限額	7
7	労働の対価と基準額の比較	8
8	労働台帳の作成・提出	13
9	対象労働者への周知	15
10	対象労働者からの申出	16
11	市が行う調査等の対応	17
12	受注関係者・対象労働者との契約	18
13	労働者の方へ	19

<資料・様式>

資料1	平成29年度労働報酬下限額	20
資料2	対象公契約の事務の流れ	21
資料3	工事請負契約の職種の定義・作業内容	23
様式1	基準額計算表（工事請負契約用）	29
様式2	基準額計算表（業務委託契約・指定管理協定用）	31
様式3	労働台帳	33
様式4	労働者向け周知様式例（工事請負契約用）	34
様式5	労働者向け周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）	36
様式6	労働の対価に係る申出書	37
様式7	立入調査員証	38
様式8	調査結果報告書	39
様式9	是正内容報告書	40
様式10	誓約書	41
様式11	確認書	42

<関係法令等>

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	43
加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例施行規則	47
公契約約款（工事請負契約）	51
公契約約款（業務委託契約）	54
公契約約款（指定管理協定）	57
労働基準法（抜粋）	60
労働基準法施行規則（抜粋）	61
労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の 最低限度を定める政令	62
最低賃金法（抜粋）	62
最低賃金法施行規則（抜粋）	63
地方自治法（抜粋）	64

1 条例制定の背景と経緯

近年、行財政改革や入札及び契約改革の流れの中で落札価格の低下や公共事業の民間委託が進み、これらの事業に従事する労働者の賃金が低下し、「ワーキングプア」が生み出されているとの指摘があります。

こうした状況の中で、労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める「労働条項」を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保し、労働環境や公共事業の質を保つことを目的に公契約に関する条例を制定する動きが全国で進んでいます。

平成21年9月には千葉県野田市で全国初の「公契約条例」が制定され、その後、神奈川県川崎市、東京都多摩市、神奈川県相模原市と関東地区で相次いで制定されました。

また、平成25年12月には西日本で初めて福岡県直方市^{のおがたし}で制定され、平成26年4月には兵庫県で初めて三木市で、また、加西市においても平成27年4月から施行（平成27年9月1日以後に締結する公契約について適用）されています。このような近隣の動向等から、加東市においても公共事業の現場における賃金や労働環境の確保・安定、工事などの質の向上を目的とした条例を制定することが必要と判断し、その制定に向けての準備を進めてまいりました。

まず、平成26年6月に既に公契約条例を制定されている11の自治体に対し、「公契約に関するアンケート調査」を実施し、その結果を参考に検討することとしました。

平成26年8月には、公契約に係る業務に従事する者の労働環境の適正化を目指して、公正かつ適正な公契約のあり方について調査及び検討を行うため、「加東市公契約内部検討委員会（主幹以上の職にある職員で組織）」を設置し、平成27年1月までに5回にわたり、調査・検討を行いました。

また、平成26年9月には、学識経験者・労働者及び事業者を代表する者等、外部の者で組織する「加東市公契約制度検討委員会」を設置し、公契約制度に関する必要な事項についての諮問に対し、3回の検討を重ねていただいた結果、平成27年2月に条例を対象とする公契約の適用範囲や労働報酬下限額等についての答申をいただきました。続いて、3月にパブリックコメントを実施し、平成27年第59回加東市議会6月定例会に「加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例」の制定について提案し、全会一致で可決、7月1日に公布（10月1日以後に締結する公契約等について適用）されました。

今後は、加東市が締結する請負契約及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上、地域経済や地域社会の活性化を目指していきます。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

1 公契約等	市が締結する工事、製造その他の請負契約及び指定管理協定
2 受注者	市と公契約等を締結する者
3 受注関係者	①下請その他いかなる名義によるかを問わず市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者 ②受注者又は①に規定する者へ労働者を派遣する者
4 労働者等	①受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 ②自らが提供する労働の対価を得るため、受注者等から公契約等に係る業務を請け負う者（一人親方のこと）
5 賃金等	①上記「4 労働者等」①に該当する者が、受注者等から受ける賃金 ②上記「4 労働者等」②に該当する者が、当該請負契約に基づき、受注者等から得る収入
6 対象公契約	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（以下「条例」という。）の適用を受ける契約及び指定管理協定
7 対象労働者	条例の適用を受ける契約及び指定管理協定に係る業務に従事し、条例の規定が適用される労働者

3 条例の概要

条例の主な内容は、以下のとおりです。

1 目的

市が締結する請負契約及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

2 定義

条例に掲げる用語の意義

(1) 公契約等

市が締結する工事、製造その他の請負契約、指定管理協定

(2) 受注者

市と公契約等を締結する者

(3) 受注関係者

ア 下請その他いかなる名義によるかを問わず市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負った者

イ 受注者又はアに掲げる者へ公契約等に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等

ア 受注者等に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者等から公契約等に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

(5) 賃金等

労働者等が得る賃金や収入

(6) 労働報酬下限額

公契約等に係る業務に対して提供する労働の対価

3 市の責務

市は、条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

4 受注者の責務

受注者は、公契約等を受注した責任を認識し、関係法令等を遵守することはもとより、公契約等に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

5 適用範囲

(1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち、規則で定めるもの

(3) 指定管理協定のうち、規則で定めるもの

6 労働報酬下限額

- (1) 労働報酬下限額は、対象公契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。
 - ア 設計労務単価
 - イ 地域別最低賃金として定められた兵庫県の最低賃金額
 - ウ その他公的機関が定める労務単価の基準及び市職員の給料単価等
- (2) 労働報酬下限額を定めようとするときは、加東市労働報酬等審議会の意見を聴く。
- (3) 労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

7 契約において定める事項

公契約等において、この他条例の目的を達成するため、必要な事項を定めるものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 労働者等の賃金等(2) 受注者の連帯責任(3) 台帳の整備等(4) 労働者等への周知(5) 労働者等の申出(6) 不利益取扱いの禁止(7) 受注者等に対する報告及び立入調査(8) 身分証明書の携帯及び提示(9) 是正命令(10) 是正報告(11) 公契約等の解除(12) 免責(13) 公表(14) その他 |
|--|

8 労働報酬等審議会

労働報酬下限額等について審議調査するため、労働報酬等審議会を設置する。

4 対象公契約の範囲

条例の対象となる公契約等の範囲は、次のとおりです。

- (1) 予定価格 1 億円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格 1,000 万円以上の次に掲げる業務委託契約
 - ① 施設等の管理運営業務
 - ② 施設等の清掃業務
 - ③ 施設等の警備業務（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）
 - ④ 料金徴収等事務業務
 - ⑤ 給食調理業務
- (3) 次に掲げる施設の管理に係る指定管理協定
 - ① 加東市やしろ国際学習塾
 - ② 加東市滝野文化会館
 - ③ 加東市東条文化会館
 - ④ 加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ
 - ⑤ 加東市社福祉センター
 - ⑥ 加東市東条デイサービスセンター
 - ⑦ 加東市東条福祉センター「とどろき荘」
 - ⑧ 加東市滝野産業展示館
 - ⑨ 加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条
 - ⑩ 加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう
 - ⑪ 加東市やしろ鴨川の郷
 - ⑫ 加東市滝野交流保養館

* 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

* 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）は関係ありません。

* 対象となる案件については、その旨を一般競争入札の公告、指名通知書、見積依頼書等に記載し、事業者へ通知しますので、事業者は、条例が適用される案件であることを承知した上で参加することになります。

5 対象労働者の範囲

(1) 対象労働者の範囲は次のとおりです。

受注者等に雇用され、対象公契約に係る業務に従事する者 (正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等)
労働者派遣法の規定により対象公契約に係る業務に派遣される者
自らが提供する労働の対価を得るため、受注者等との請負契約により対象公契約に係る業務に従事する者 (いわゆる一人親方)

* 対象労働者は、受注者に雇用される者だけでなく、下請負者、再委託業者に雇用される者を含みます。

(2) 次に掲げる者は条例の規定が適用されません。

同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等)
対象公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者等)
工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者)

6 労働報酬下限額

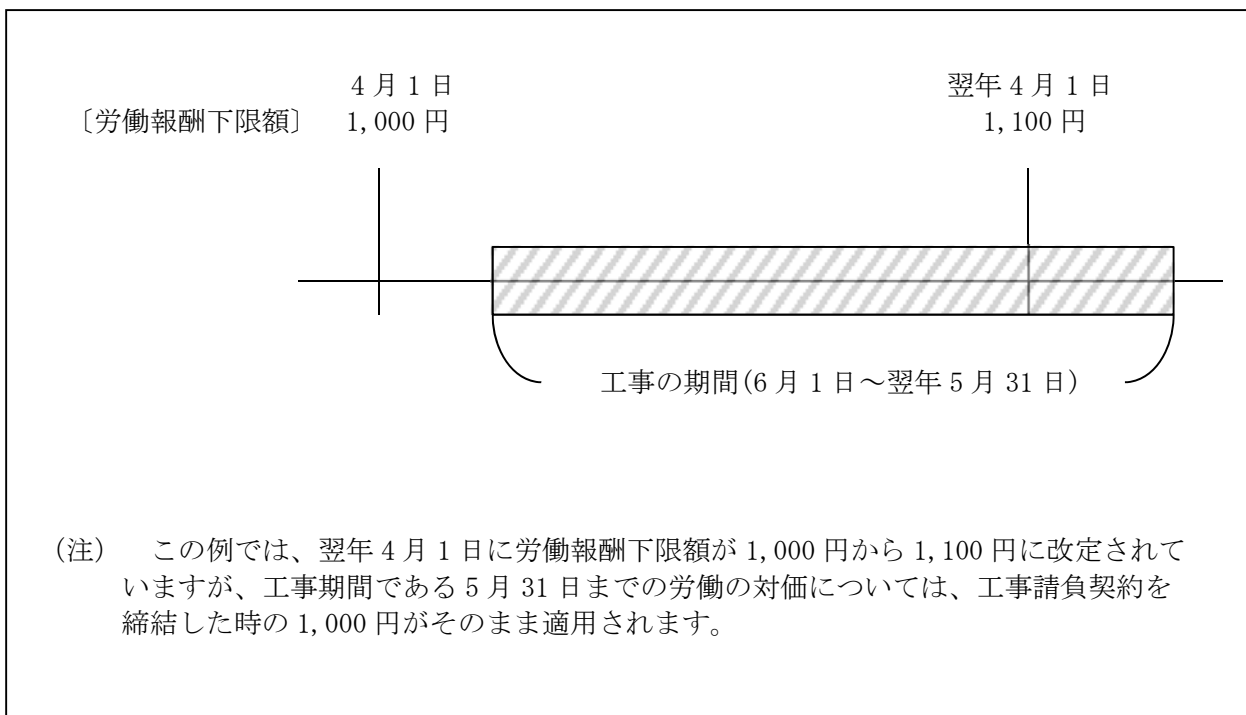
労働報酬下限額とは、対象公契約において、受注者等が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間当たりを単位として決定します。

労働報酬下限額は、加東市労働報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長が毎年定め、告示します。

対象公契約の締結時には、この労働報酬下限額（資料1）を適用します。

このため、複数年度にわたって契約する場合は、契約締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定されても、その適用は受けず、履行終了または指定期間終了まで、契約締結をした時の労働報酬下限額を適用することになります（下記参照）。

ただし、指定管理協定については、各年度の労働報酬下限額を適用します。



7 労働の対価と基準額の比較

対象労働者に支払われる労働の対価（賃金等）は、基準額（労働報酬下限額と対象公契約に係る業務に従事した時間数を基に算出した額）を下回ってはなりません。比較する際の労働の対価と基準額の算出方法等は、次のとおりです。

なお、労働の対価と基準額を算出、比較する計算表（様式1・様式2）を加東市ホームページに掲載していますので、確認する際にご利用ください。

公契約の種類及び労働者等に応じて労働の対価に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 労働の対価の範囲

◆ 工事又は製造の請負契約の対象労働者のうち、労働基準法第9条に規定する労働者

《労働の対価に含める手当等》

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金	時間外、休日、深夜労働等に係る割増賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

《労働の対価に含めない手当等》

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

◆ 工事又は製造の請負契約の対象労働者のうち、自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

対象公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

◆業務委託契約及び指定管理協定の対象労働者

《労働の対価に含める手当等》

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	労働の対価に含めない諸手当を除く
割増賃金	時間外、休日、深夜労働等に係る割増賃金

《労働の対価に含めない手当等》

区分	手当等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当等
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
諸手当	家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当（※）
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	送迎車運転手当等

* 労働の対価は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取り賃金とは異なります。

* 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断してください。（※家族手当、通勤手当、住宅手当については、定額で支払われる場合は、算定対象に含めてください。）

(2) 労働の対価の算出方法

対象労働者が1か月の中で、対象公契約に係る業務とその他の業務に従事した場合、対象公契約に係る業務に対して支払われた手当以外の労働の対価については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事又は製造の請負契約の対象労働者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1か月当たりに換算したものを使用します。

【労働の対価の算出例（工事請負契約）】

◆労働時間例

労働区分	所定労働時間	所定外労働時間		
		1日8時間、週40時間以内の分 (法定内時間外労働)	1日8時間、週40時間超の分 (時間外労働)	休日労働
対象公契約分	① 120:00	2:00	6:00	7:00
その他分	22:30		5:00	
有給休暇	7:30			
合計	② 150:00	2:00	11:00	7:00

◆賃金例

賃金区分	支給額	支給月	備考
基本給	288,000	当月	月額支給
資格手当	10,000		所有する資格に対して月額支給
現場手当	10,000		対象公契約に従事した際の現場手当
割増賃金	30,840		・時間外 13時間分 19,500円 法定内時間外労働も割増賃金(125%)を支給(※1) ・休日 7時間分 11,340円
通勤手当	30,000	前月以前	年間2回 6か月分を支給
賞与	120,000		年間2回 6か月毎に支給

◆労働の対価

賃金区分	1か月分の支給額	労働の対価	労働の対価の計算方法
基本給	288,000	230,400	$288,000 \times ①120 \div ②150$
資格手当	10,000	8,000	$10,000 \times ①120 \div ②150$
現場手当	10,000	10,000	対象公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象
割増賃金	30,840	30,840	対象公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象
通勤手当	(※2) 5,000	4,000	$5,000 \times ①120 \div ②150$
賞与	(※3) 20,000	16,000	$20,000 \times ①120 \div ②150$
合計		299,240	

※1 この例では、法定内時間外労働分の2時間に時間外割増賃金(125%)を支払っていますが、労働基準法上は、割増率を乗じる前の額(100%)で可とされています。

※2 1箇月分の通勤手当の計算 $30,000 \text{円} \div 6 \text{か月} = 5,000 \text{円}$

※3 1箇月分の賞与の計算 $120,000 \text{円} \div 6 \text{か月} = 20,000 \text{円}$

(3) 基準額の算出方法

基準額は、労働報酬下限額に公契約に係る業務に従事した時間数を乗じて算出しますが、時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、その労働時間数に割増率を乗じます。

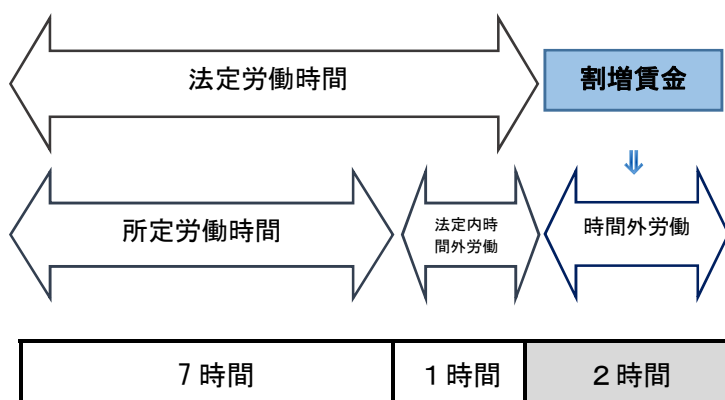
◆各労働時間に乗じる割増率は次のとおりです。

区分		割増率
所定労働時間		100%
所定外労働時間	①法定内時間外労働時間	100%
	②時間外労働時間	125%
	③休日労働時間	135%
④深夜労働時間		25%

※ ①～④において各々重複して該当する労働時間がある場合は、各々に計上して計算します。

【例 1】 休日の午後 10 時から午前 0 時まで 2 時間従事した場合は、③に 2 時間、④に 2 時間計上します。

【例 2】 1 日の所定労働時間が 7 時間の場合、3 時間の残業をすると、はじめの 1 時間が①法定内時間外労働時間（所定外労働時間）、残りの 2 時間が②時間外労働時間（所定外労働時間）となります。ただし、3 時間すべてに割増賃金(125%以上)が支給されている場合は、その 3 時間は②の時間外労働時間としてください。



※ 有給休暇を取得した場合は、その時間も含まれます。

※ 時間数に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てます。

※ 対象労働者が、最低賃金法第7条に規定する最低賃金の減額の特例を受けた者である場合には、労働報酬下限額から、労働報酬下限額に都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を減じた額から基準額を算出します。

【最低賃金の減額の特例を受けた者の例】

- ・労働報酬下限額：2,010円
- ・都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率：10%

$$2,010 \text{円} - (2,010 \text{円} \times 0.1) = 1,809 \text{円}$$

↓

1,809円に労働時間数を乗じて、基準額を算出します。

【基準額の算出例】

◆労働報酬下限額：2,030円（職種：特殊作業員）

◆対象公契約に係る業務に従事した労働時間

所定労働：120時間

所定外労働（法定内時間外労働）：2時間

（すべて時間外割増賃金を支払っているため算定割合125%）

所定外労働（時間外労働）：6時間（算定割合125%）

所定外労働（休日労働）：7時間（算定割合135%）

$$120 \text{時間} \times 100\% + \frac{2 \text{時間} + 6 \text{時間}}{10 \text{時間}} \times 125\% + \frac{7 \text{時間}}{9 \text{時間}} \times 135\% = 139 \text{時間}$$

↓

10時間

↓

9時間

（9.45時間のため、小数点以下（1時間未満）四捨五入で9時間とする。）

◆基準額 $2,030 \text{円} \times 139 \text{時間} = 282,170 \text{円}$

A工事の基準額 = 282,170円

(4) 労働の対価と基準額の比較

7労働の対価と基準額の比較の(2)の労働の対価の算出方法の算出例を基に比較します。

労働の対価：299,240円 ≥ 基準額：282,170円

※このように労働の対価が基準額以上であれば問題ありません。

8 労働台帳の作成・提出

対象労働者から申出があった場合に事実確認の資料として使用するため、対象公契約の受注者は、労働台帳（以下「台帳」といいます。）を毎月作成し、その写しを指定した期日までに市へ提出していただきます。

台帳の作成、提出方法は次のとおりです。

- ① 加東市ホームページに公開している台帳の書式をダウンロードしてください
- ② 台帳には、対象労働者の氏名、業種、労働時間等の個人情報を記載しますので、台帳を市へ提出することについて、記載される労働者の同意を得てください。
- ③ 月ごとにシートを作成します。受注関係者がある場合は、事業者ごとにファイルを作成してください。

【台帳の提出回数、期日】

提出回数	提出期日	提出する台帳
第1回目	契約月の属する月分について、契約月の属する月の翌々月の10日までに提出	初回分の台帳
第2回目	履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日までに提出	第1回分提出後のすべての台帳
第3回目	履行期限到来後、履行期間中全ての月分について、履行期限到来月の翌々月の10日までに提出	第2回分提出後のすべての台帳

- * 第2回目以降は、前回までに提出した台帳を再提出する必要はありません。
- * 工期変更などの状況により、提出時期を変更する場合があります。また、労働者等からの申出により、別途提出を求める場合があります。
- * 工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）及び指定管理協定は、一年度につき2回の提出とします。

{
 4月から9月までの台帳提出期限…11月10日
 10月から翌年3月までの台帳提出期限…翌年度5月10日

【台帳の提出方法】

公契約の種類	提出方法	提出先
工事又は製造の請負の契約	作成した台帳は、書面により提出してください。	加東市役所 総務部 財政課 (庁舎4階)
工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）		
指定管理協定	契約（協定）を締結した担当課の指示に従って提出してください。	契約（協定）を締結した担当課
プロポーザル方式による契約（業務委託）		

労働台帳の作成方法

① 加東市労働台帳(平成 年度 工事請負契約用)

契約件名(工事名)	作成年月日
履行場所	労働報酬の支払われるべき日
工事期間	労働報酬計算対象期間
発注者名	下請業者名
代表者氏名	下請業者代表者氏名
所在地	下請業者代表者氏名
担当者氏名	下請業者所在地
連絡先(電話番号)	下請業者担当者氏名
連絡先(FAX番号)	下請業者連絡先(電話番号)
	下請業者連絡先(FAX番号)

※以下に当月の支給総額、実物給与の当月分、臨時の給与の当月分、それぞれの支給額を入力すると下限額クリアのチェックができます。

No	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額 a	最低賃金 減額率 a'	対象契約に係る労働時間数					算定労働時間 g	下限総額 基準額 A(a×(100%-a')) B(A×g)	支払額	判定	労働時間による給分が必要なもの				労働時間による給分が必要でないもの		
					所定時間内 b	所定時間外 c	休日 d	夜 e	日 f					支給額	授分後の額	臨時の給与	時間外割増 賃金	個別手当	労働報酬額	
1		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	○		⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
3										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
4										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
5										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
6										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
7										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
8										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
9										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
10										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
11										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
12										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
13										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
14										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
15										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
16										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
17										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
18										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
19										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
20										0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

※ 給分は所定時間内の時間数による給分ですので、e/bの割合となります。

- ①赤枠内を台帳として作成し、市へ提出していただきます。
 - ②必要事項を入力します。
 - ③職種を選択します。
 - ④職種の選択により、自動表示されます。
 - ⑤最低賃金の減額の特例について、都道府県労働局長から許可を受けた場合に入力してください。
 - ⑥従事期間における、1日に8時間を限度とする所定時間内の労働時間の合計を入力します。対象公契約、対象公契約以外すべての合計となります。
 - ⑦対象公契約の1日8時間を限度とする所定時間内の労働時間の合計を入力します。
 - ⑧所定労働日において、1日に8時間を超えて従事した労働時間の合計を入力します。
 - ⑨休日において従事した労働時間数を入力します。
 - ⑩⑧及び⑨で入力した労働時間数のうち、午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間数を入力します。
 - ⑪算定労働時間が自動計算されます。
 - ⑫下限総額(基準額)が自動計算されます。(④労働報酬下限額×⑩算定労働時間)
- ※ 下記(赤枠外)については、労働者の賃金が基準額を下回っていないかの確認が必要な場合に活用していただくために作成した項目ですので、提出していただく必要はありません。
- ⑬基本給などの従事期間に総額として支給されるもので、⑰の個別手当とならないものを入力します。
 - ⑭食事の支給等の実物給与については、従事期間分を入力します。
 - ⑮賞与等の臨時の給与については、既に支給されている従事期間分を入力します。
- 【例】ボーナスを18万円支給されている場合、6か月で割り、当月分として3万円を入力します。
- ⑯時間外割増賃金については、対象公契約分のみを入力します。
 - ⑰対象公契約分として把握できる手当については、個別手当として、対象公契約分のみを入力します。
 - ⑱労働の対価の額(賃金)が自動計算されます。

9 対象労働者への周知

受注者は対象労働者に次に掲げる事項を周知しなければなりません。作業所等の見やすい場所に掲示するか、対象労働者に書面で交付します。

《対象労働者に周知する事項》

- (1) この条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
- (4) 申出をする場合の連絡先
- (5) 申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと

* 資料・様式編の「労働者向け周知様式例（様式4・様式5）」を参考に作成したチラシやポスター、また加東市ホームページに掲載の周知用チラシや周知用ポスターを活用し、ポスターについては作業所等の見やすい場所に掲示、チラシについては対象労働者すべてに配布するなど、周知を徹底してください。

* 労働報酬下限額の一覧表は、加東市ホームページにも掲載しています。

10 対象労働者からの申出

対象労働者（対象労働者であった者を含む。）は、労働の対価が支払われない場合や労働の対価が基準額を下回る場合は、市か受注者等にその事実を申し出ることができます。

- (1) 対象労働者は、対象公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働の対価の内訳を把握・管理し、労働の対価が基準額を下回っていないか確認してください。

※加東市ホームページに確認のための計算表（様式1・様式2）を掲載していますのでご利用ください。

- (2) 労働の対価が基準額を下回る場合、対象労働者は申出書（様式6）に必要事項を記入し、市か受注者等（受注者及び受注関係者）へ提出してください。

- (3) 受注者等は、対象労働者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し、基準額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。

また、受注関係者が対象労働者に対して支払った労働の対価が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務があります。

なお、申出があった場合、受注者は対象労働者本人に調査結果を回答するとともに、市へ報告書（様式8）を提出してください。

- (4) 受注者等は、対象労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはいけません。

また、受注者が解雇等を行わないことはもちろんですが、受注関係者が解雇等を行わないよう、適切な指導・監督等を行ってください。

1 1 市が行う調査等の対応

対象労働者から市や受注者等に申出があり、その事実等を確認するため必要があると認める場合や、対象公契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者等に対し、報告や資料の請求、立入調査等（以下「調査等」という。）を行います。

調査等の対象が受注者だけでなく、受注関係者となる場合もありますので、下請契約や再委託契約等を締結する際には、市が調査等を行うことについて合意を得るようにしてください。

なお、立入調査をする職員は身分証明書（様式7）を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示します。

調査等の結果、受注者等が対象公契約に定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう当該受注者に求めますので、速やかに是正措置を講じ、その内容を市長が指定する期日までに報告（様式9）してください。

なお、市が行う調査等や是正要求に関し、次の事項に該当する場合は、契約の解除、指定の取消又は業務の停止命令を行うことがあります。

また、公契約等を解除したとき、又は公契約等終了後に受注者等が条例に違反したことが判明したときは、当該違反内容等を公表します。

《契約の解除、指定の取消、業務の停止命令等を行う場合とは》

- ① 受注者又は受注関係者が報告や資料の提出をしない場合
- ② 受注者又は受注関係者が虚偽の報告や資料の提出をした場合
- ③ 受注者又は受注関係者が立入調査の拒否、妨害又は忌避をした場合
- ④ 受注者が是正措置を講じない場合
- ⑤ 受注者が是正措置の報告をしない場合
- ⑥ 受注者の是正報告が虚偽であった場合

12 受注関係者・対象労働者との契約

労働報酬下限額は、対象公契約に係る業務に従事する労働者等に適用されるため、業務の一部を他の者に請け負わせる場合には、周知様式例（様式4・様式5）や加東市ホームページに掲載の周知用チラシやポスターを活用し、条例が適用される契約であり、受注関係者にも規定が適用される旨を周知してください。

また、あらかじめ対象公契約であることを明らかにし、基準額以上の労働の対価を支払うこと等の同意を得る必要があります。

同意のない相手を受注関係者とし、トラブルが発生した場合、受注者の責を問う場合がありますので、誓約書（様式10）の提出を求めるなど、受注関係者の選定時には、注意を払っていただくようお願いします。

なお、工事請負契約においては、労働者等と職種の認識に相違が生じることが考えられるため、確認書（様式11）を取り交わすなど、合意形成に努めてください。

※ 誓約書、確認書の見本を加東市ホームページに掲載しています。

13 労働者の方へ

対象公契約に従事するときは、次のことに注意してください。

(1) 労働者として雇われる方

① 雇われるときの注意

賃金額、契約期間、所定労働時間、休日、賃金の締日・支払日を必ず確認してください（対象公契約が工事の場合は、主に従事する業務内容（職種）も確認してください）。

工事の「主たる職種（主に従事する業務内容）」は、雇用者と労働者の言い分に相違がないよう、確認書（様式11）を取り交わすなど、十分確認をしてください。確認書の見本は、加東市ホームページに掲載しています。

② 働くときの注意

対象公契約に従事した日、時間を記録しておいてください。また、同じ雇用者の中で、その他の業務（対象公契約以外の業務）に従事した場合には、その他の業務に従事した日、時間も記録しておいてください。

③ 賃金が支払われたときの注意

賃金が基準額以上かを確認し、基準額に満たない場合は、加東市か対象公契約の受注者等（受注者又は下請負者等の受注関係者）に申し出てください。賃金が基準額以上であるかを確認するための計算表（様式1・様式2）、申出書（様式6）は加東市ホームページに掲載しています。

ご不明な点等がありましたらご連絡ください。

(2) 一人親方として請け負う方

① 請け負うときの注意

請負代金額、契約期間、請負代金の支払方法・支払日を必ず確認してください（対象公契約が工事の場合は、職種（請け負う業務内容）も確認してください）。

工事の「職種（請け負う業務内容）」は、受注者等との言い分に相違がないよう、確認書（様式11）を取り交わすなど、十分確認をしてください。

② 働くときの注意

一人親方の請負契約が、対象公契約とその他の業務を含んでいる場合は、それぞれの業務を行った日、時間を記録しておいてください。

③ 請負額が支払われたときの注意

請負額が基準額以上かを確認し、基準額に満たない場合は、加東市か対象公契約の受注者等に申し出てください。請負額が基準額以上であるかを確認するための計算表（様式1・様式2）、申出書（様式6）は加東市ホームページに掲載しています。

ご不明な点等がありましたらご連絡ください。

資料・様式

平成29年度労働報酬下限額

(1) 工事請負契約（条例第6条第1項第1号関係）

〔単位：円（1時間当たり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,030	27	普通船員	2,140
2	普通作業員	2,010	28	潜水士	3,640
3	軽作業員	1,320	29	潜水連絡員	2,630
4	造園工	2,110	30	潜水送気員	2,560
5	法面工	2,520	31	山林砂防工	2,390
6	とび工	2,520	32	軌道工	3,750
7	石工	—	33	型わく工	2,470
8	ブロック工	—	34	大工	2,300
9	電工	2,140	35	左官	2,320
10	鉄筋工	2,320	36	配管工	2,050
11	鉄骨工	2,230	37	つり工	2,460
12	塗装工	2,440	38	防水工	2,440
13	溶接工	2,560	39	板金工	2,300
14	運転手（特殊）	2,100	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	1,850	41	サッシ工	2,470
16	潜かん工	3,210	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	3,800	43	内装工	2,540
18	さく岩工	2,530	44	ガラス工	2,360
19	トンネル特殊工	3,040	45	建具工	—
20	トンネル作業員	2,440	46	ダクト工	2,130
21	トンネル世話役	3,450	47	保温工	2,400
22	橋りょう特殊工	3,000	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,110	49	設備機械工	2,460
24	橋りょう世話役	3,470	50	交通誘導警備員 A	1,350
25	土木一般世話役	2,310	51	交通誘導警備員 B	1,120
26	高級船員	2,700			

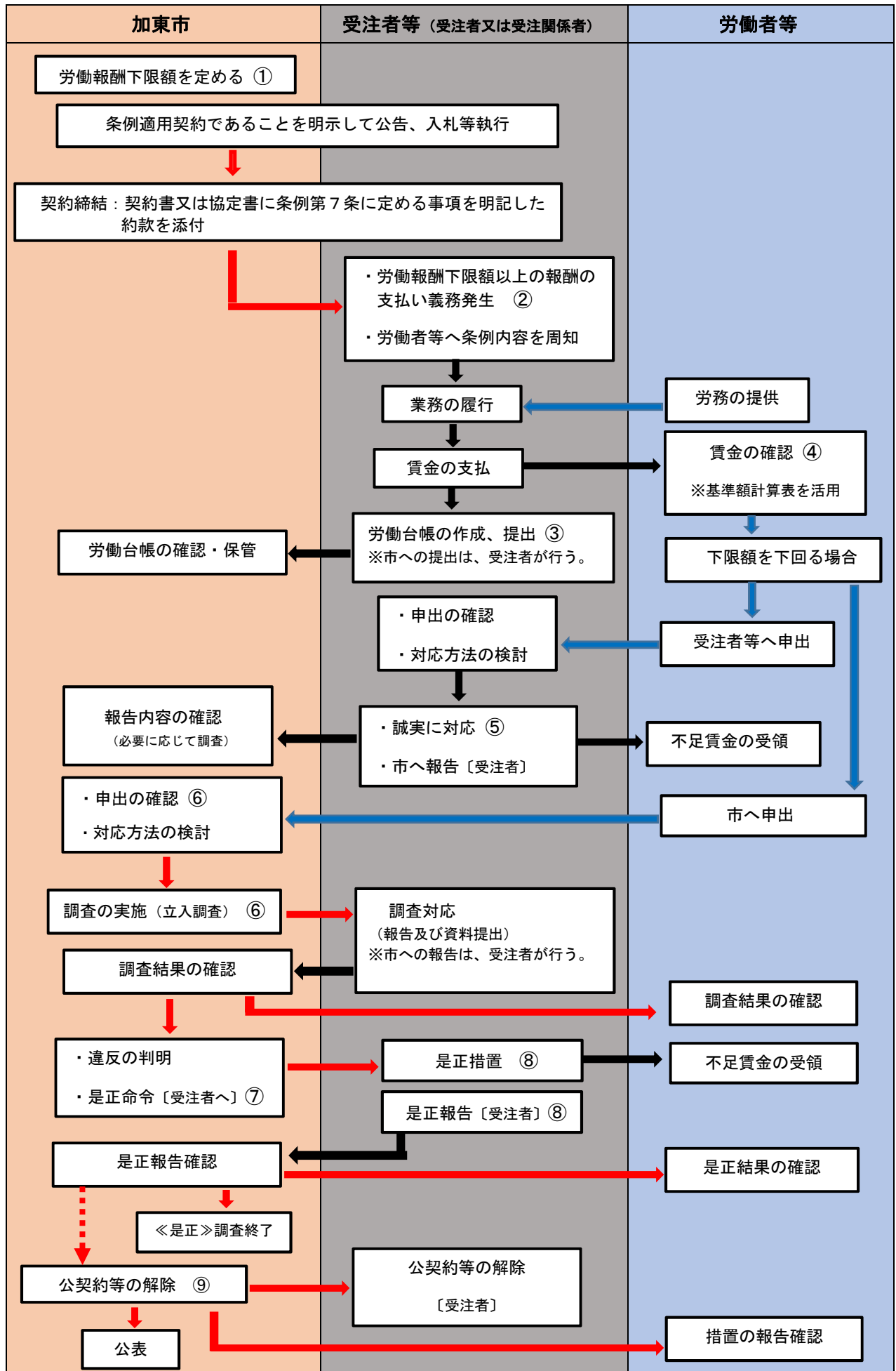
(注) 石工、ブロック工、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工については、兵庫県設計労務単価が公表されていないため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、860円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	860円（1時間当たり）
---------	--------------

対象公契約の事務の流れ



- ① 市は労働報酬下限額を定めます。
- ② 受注者等は、対象公契約の締結により、労働報酬下限額以上の賃金を支払う義務が発生します。
- ③ 受注者は、労働台帳を毎月作成して、市が指定した期日までに市へ提出します。
- ④ 対象労働者は自分自身の賃金をチェックして労働報酬下限額を下回っている場合は、市又は受注者等に申出ができます。
- ⑤ 受注者等は、対象労働者からの申出があった場合は、誠実に対応します。
- ⑥ 市及び受注者等は、対象労働者からの申出があった場合は、労働台帳の内容を踏まえ、賃金が労働報酬下限額を下回っていないか確認し、市は必要に応じて立入調査を行います。
- ⑦ 賃金が労働報酬下限額を下回っている場合は、市は受注者に是正措置を求めます。
- ⑧ 受注者は、市から是正措置の求めがあった場合は、速やかに措置を講じ、市へ報告します。
- ⑨ 受注者が措置を講じない場合などは、市は契約の解除、指定の取消しなどの対応をする場合があります。

工事請負契約の職種の定義・作業内容

職種	定義・作業内容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量 3t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび 23 橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3 輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量 3t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量 1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4 輪式）の運転または操作
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職種	定義・作業内容
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、葉およびさく岩機を使用する岩石の破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC 橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または 24 橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27 普通船員、28 潜水士、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様） ① 海岸法第 3 条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第 5 条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第 4 条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう

職種	定義・作業内容
29 潜水連絡員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山林砂防工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配管工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ
38 防水工	<p>防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの</p>
39 板金工	<p>板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工に該当するものを除く）</p>

職種	定義・作業内容
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

職種	定義・作業内容
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く）
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工に該当するものを除く）

基準額計算表（工事請負契約用）

【基本情報】

工 事 名	
元 請 事 業 者 名	
工 事 期 間	～
労 働 者 氏 名	
主 たる 職 種	
最 低 賃 金 減 額 率	
労 働 報 酬 下 限 額	
雇 用 者 又 は 発 注 者 名 称	
雇 用 契 約 又 は 請 負 契 約 期 間	～
基 本 給 等 の 支 給 対 象 期 間 (A)	～
所 定 外 等 賃 金 の 支 給 対 象 期 間	～

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分		支払額	
					1 か月分	按分
(A) の 所 定 労 働 時 間			基 本 給 相 当 額			0.0
対 象 公 契 約 従 事	(A) の 所 定 労 働 時 間		諸 手 当	按 分 を 要 す る		0.0
	所 定 外 等 労 働	法 定 内 労 働 時 間		按 分 を 要 さ ない		0.0
		時 間 外 労 働 時 間	割 増 賃 金 等		0.0	
		休 日 労 働 時 間	臨 時 の 給 与		0.0	
		深 夜 労 働 時 間	実 物 給 与		0.0	
労働の対価						0

【基準額計算】

区 分	労働時間数	算定時間数
所 定 労 働 分	0.00	00.00
法 定 内 労 働 分	0.00	00.00
時 間 外 労 働 分	0.00	00.00
休 日 労 働 分	0.00	00.00
深 夜 労 働 分	0.00	00.00
合 計		00.00

労働報酬下限額	
算定労働時間数	0.00
基準額	#VALUE!

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	0 円	判 定	
基準額	#VALUE!		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金	時間外、休日、深夜労働等に係る割増賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

※一人親方の請負代金(消費税抜き)は基本給相当額とする。

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	・従事した業務に関わらず支給される手当（家族手当、住宅手当等） ・月額で支給されるため、対象公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる現場手当等）
按分を要さない	対象公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

【複数月分が支払われた手当等の取り扱い】

通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1か月当たりに換算します。
下の表に手当等の算出対象期間、支給額を入力することで、1か月当たりの手当が計算できます。

例) 10/1～12/25 の勤務に対し賞与 150,000 円を支給した場合

算出対象期間に「H29. 10. 1～H29. 12. 25」、支給額に「150,000」を入力

算出対象期間	月数・日数	支給額	1箇月分
～	月 日		
～	月 日		

基準額計算表（業務委託契約・指定管理協定用）

【基本情報】

委託名又は管理施設名	
元請事業者名	
委託期間又は指定期間	～
労働者氏名	
最低賃金減額率	
労働報酬下限額	860 円
雇用者名称	
雇用契約期間	～
基本給等の支給対象期間(A)	～
所定外等賃金の支給対象期間	～

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分		支払額	
					1か月分	按分
(A)の所定労働時間			基本給相当額			0
対象公契約従事	(A)の所定労働時間		諸手当	按分を要する		0
	所定外等労働	法定内労働時間		按分を要さない		0
		時間外労働時間	割増賃金等			0
		休日労働時間	臨時の給与			0
		深夜労働時間	実物給与			0
労働の対価						0

【基準額計算】

区分	労働時間数	算定時間数
所定労働分	0.00	00.00
法定内労働分	0.00	00.00
時間外労働分	0.00	00.00
休日労働分	0.00	00.00
深夜労働分	0.00	00.00
合計		00.00

労働報酬下限額	860
算定労働時間数	0.00
基準額	0

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	0 円	判 定	○
基準額	0 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	労働の対価に含めない諸手当を除く
割増賃金等	時間外、休日、深夜労働等に係る割増賃金

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当等
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
諸手当	家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当（※）
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	送迎車運転手当等

（※家族手当、通勤手当、住宅手当については、定額で支払われる場合は、算定対象に含めてください。）

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・従事した業務に関わらず支給される手当 ・月額で支給されるため、対象公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる通勤手当等）
按分を要さない	対象公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる通勤手当等）

加東市労働台帳(平成 年度 工事請負契約用)

契約件名(工事名)	作成年月日
履行場所	労働報酬の支払われるべき日
工事期間	労働報酬計算対象期間 ~
受注者名	下請業者名
代表者氏名	下請業者請負内容(工種)
所在地	下請業者代表者氏名
担当者氏名	下請業者所在地
連絡先(電話番号)	下請業者担当者氏名
連絡先(FAX番号)	下請業者連絡先(電話番号)
	下請業者連絡先(FAX番号)

No	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額 a	最低賃金 率 a'	すべての労働に係 る労働時間数 b	対象公契約に係る労働時間数			算 労働時間 g	定 下 限 総 額 ($A=a \times (100\% - a')$) h=A x g	支払額	判定
						c	d	e				
1									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
2									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
3									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
4									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
5									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
6									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
7									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
8									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
9									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
10									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
11									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
12									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
13									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
14									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
15									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
16									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
17									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
18									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
19									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!
20									0	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!

※ $g=c+d \times 1.25+e \times 1.35+f \times 0.25$

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例に関するお知らせ
(工事請負契約用)

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

この工事は、加東市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（いわゆる一人親方）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・工事に直接携わらない者（事務員、工事材料の製造に従事する者、給食調理員、家事使用人等）

○ 労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額は、別紙のとおりです。

※労働の対価と比較するための基準額計算表は、加東市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加東市か受注者又は受注関係者（下請負者等）に申し出ることができます。申出書は加東市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
加東市総務部財政課	〒673-1493 加東市社 50 番地（加東市役所庁舎 4 階）	0795-43-0414

平成29年度労働報酬下限額一覧 [1時間当たり]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,030円	27	普通船員	2,140円
2	普通作業員	2,010円	28	潜水士	3,640円
3	軽作業員	1,320円	29	潜水連絡員	2,630円
4	造園工	2,110円	30	潜水送気員	2,560円
5	法面工	2,520円	31	山林砂防工	2,390円
6	とび工	2,520円	32	軌道工	3,750円
7	石工	—	33	型わく工	2,470円
8	ブロック工	—	34	大工	2,300円
9	電工	2,140円	35	左官	2,320円
10	鉄筋工	2,320円	36	配管工	2,050円
11	鉄骨工	2,230円	37	はつり工	2,460円
12	塗装工	2,440円	38	防水工	2,440円
13	溶接工	2,560円	39	板金工	2,300円
14	運転手(特殊)	2,100円	40	タイル工	—
15	運転手(一般)	1,850円	41	サッシ工	2,470円
16	潜かん工	3,210円	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	3,800円	43	内装工	2,540円
18	さく岩工	2,530円	44	ガラス工	2,360円
19	トンネル特殊工	3,040円	45	建具工	—
20	トンネル作業員	2,440円	46	ダクト工	2,130円
21	トンネル世話役	3,450円	47	保温工	2,400円
22	橋りょう特殊工	3,000円	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,110円	49	設備機械工	2,460円
24	橋りょう世話役	3,470円	50	交通誘導警備員A	1,350円
25	土木一般世話役	2,310円	51	交通誘導警備員B	1,120円
26	高級船員	2,700円			

(注) 石工、ブロック工、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得てください。

(注) 労働者等の合意のもと、見習い、軽作業等を行う者については、860円とします。

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例に関するお知らせ
(業務委託契約・指定管理協定用)

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

この業務は、加東市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・業務に直接携わらない者（事務員、家事使用人等）

○ 労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額	860 円
---------	-------

※労働の対価と比較するための基準額計算表は、加東市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加東市か受注者又は受注関係者（下請負者等）に申し出ることができます。申出書は加東市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
加東市市役所財政課	〒673-1493 加東市社 50 番地（加東市役所庁舎 4 階）	0795-43-0414

(注) 指定管理協定及びプロポーザル方式等による契約（協定）については、締結した担当課への申出もできます。

平成 年 月 日

加東市長様

申出者 住所

氏名

印

労働の対価に係る申出書

私に支払われた次の労働の対価について、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例に規定されている労働報酬下限額から算出する基準額を下回っているため、申出をします。

件名	
履行場所	
履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
支払者	
支払日	平成 年 月 日
労働の対価の額	円

立入調査員証

(表面)

立 入 調 査 員 証		写 真
所 属	_____	
氏 名	_____	
生年月日	_____年 _____月 _____日生	
<p>上記の者は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号）別表7の項及び8の項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
加東市長		印

(裏面)

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（別表抜粋）	
7 受注者等に対する報告及び立入調査	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができること。</p> <p>(1) 労働者等から5の項の申出があった場合</p> <p>(2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合</p>
8 身分証明書の携帯及び提示	<p>7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等から請求があったときは、これを提示すること。</p>

平成 年 月 日

加 東 市 長 様

報告者 所 在 地

氏名・名称

代 表 者

印

調査結果報告書

労働者等からなされた申出に関して、次のとおり調査結果を報告します。

なお、申出をした者に対しては、調査結果を回答していることを申し添えます。

件 名		
申出者氏名		
申出年月日		平成 年 月 日
申 出 内 容	支 払 者	
	支 払 日	平成 年 月 日
	労働の対価の額	円
調 査 結 果 及 び 対 応 の 内 容		
担 当 者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

平成 年 月 日

加 東 市 長 様

報告者 所 在 地
氏名・名称
代 表 者

⑩

是正内容報告書

平成 年 月 日付けで是正措置要求を受けた に関し、次のとおり是正措置を講じましたので報告します。

是正措置要求の内容		
講じた是正措置		
担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

平成 年 月 日

所在地
氏名・名称
代表者 様

所在地
氏名・名称
代表者 印

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に 関する条例に係る誓約書

貴社と に関する 契約を締結するに当たり、下記の事項
を遵守することを誓約します。

記

- 1 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例第6条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、加東市が定める労働報酬下限額を用いて算出する基準額を下回らないこと。
- 2 対象労働者の氏名、職種、労働時間数その他加東市長が定める事項を記載した労働台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを貴社が指定する期日までに提出すること。
- 3 労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき労働の対価が支払われていない又は支払われた労働の対価の額が基準額を下回るとして、市長又は受注者等にその事実を申し出た対象労働者に対し、申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 4 加東市から必要な報告若しくは資料の提出、又は市の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。
- 5 4の項の調査等の結果、本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社からは是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。
また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。
- 6 本誓約書に記載された事項の違反により契約を解除されたとき、異議申し立てをしないこと。
- 7 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

平成 年 月 日

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に 関する条例に係る確認書

に係る業務の従事に関し、 の主たる
職種は次の職種であることを確認する。

該当	職種	該当	職種	該当	職種
	特殊作業員		さく岩工		左官
	普通作業員		トンネル特殊工		配管工
	軽作業員		トンネル作業員		はつり工
	造園工		トンネル世話役		防水工
	法面工		橋りょう特殊工		板金工
	とび工		橋りょう塗装工		タイル工
	石工		橋りょう世話役		サッシ工
	ブロック工		土木一般世話役		屋根ふき工
	電工		高級船員		内装工
	鉄筋工		普通船員		ガラス工
	鉄骨工		潜水士		建具工
	塗装工		潜水連絡員		ダクト工
	溶接工		潜水送気員		保温工
	運転手（特殊）		山林砂防工		建築ブロック工
	運転手（一般）		軌道工		設備機械工
	潜かん工		型わく工		交通誘導警備員A
	潜かん世話役		大工		交通誘導警備員B
					見習い、軽作業等

《期間》 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

所在地
氏名・名称
代表者

⑩

住所
氏名

⑩

關係法令等

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が締結する請負契約及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約等 市が締結する工事、製造その他の請負契約又は加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年加東市条例第58号）第9条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 市と公契約等を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請その他いかなる名義によるかを問わず市以外の者から第5条に規定する公契約等に係る業務の一部について請け負う者（以下「下請負者」という。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者へ公契約等に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者等から公契約等に係る業務を請け負う者
- (5) 賃金等 公契約等に係る労働の対価として支払われる金銭で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号アに該当する者が、受注者等から受ける賃金
 - イ 前号イに該当する者が、当該請負契約に基づき、受注者等から得る収入
- (6) 労働報酬下限額 公契約等に係る業務に対して提供する労働の対価として、第4号アに規定する労働者が労働基準法第24条第2項の規定に基づき、受注者等から受ける賃金の1時間当たりの金額及び同号イに規定する者がその業務を請け負った価額を通常その業務を完了させるために必要とされる時間で除して得た1時間当たりの金額の下限の額をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約等を受注した責任を認識し、関係法令等を遵守することはもとより、公契約等に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の適用を受ける公契約等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が1千万円以上の工事又は製造以外の請負契約のうち、規則で定めるもの
- (3) 指定管理協定のうち、規則で定めるもの

(労働報酬下限額)

第6条 市長は、次の各号に掲げる公契約等の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約（以下「対象請負契約」という。） 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（次項において「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（以下「対象委託契約」という。） 対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約又は対象委託契約の内容に応じて、次の各号に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

- (1) 設計労務単価
- (2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定められた兵庫県の最低賃金額
- (3) その他公的機関が定める労務単価の基準及び市職員の給料単価等

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第8条に規定する加東市労働報酬等審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

(契約において定める事項)

第7条 市長は、公契約等において、この条例の目的を達成するために必要な事項を別表のとおり定めるものとする。

(労働報酬等審議会)

第8条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、加東市労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日以後に締結する公契約等について適用する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中公契約制度検討委員会の項を削り、教育振興基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

労働報酬等審議会	委員	日額	8,000
----------	----	----	-------

別表(第7条関係)

項目	事 項
1 労働者等の賃金等	受注者等が第6条第1項各号に規定する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと。
2 受注者の連帯責任	受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。
3 台帳の整備等	受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、業務に従事した時間、賃金等その他の規則で定める事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を作成し、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
4 労働者等への周知	受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、対象となる労働者等に周知すること。 (1) この条例が適用される労働者等の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。 (4) 次項の規定による申出をする場合の申出先 (5) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
5 労働者等の申出	労働者等(労働者等であった者を含む。6の項及び7の項において同じ。)は、受注者等が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認めるときは、市長又は受注者等に申し出ることができること。
6 不利益取扱いの禁止	受注者等は、前項の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解

	雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
7 受注者等に対する報告及び立入調査	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができること。</p> <p>(1) 労働者等から5の項の申出があった場合</p> <p>(2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合</p>
8 身分証明書の携帯及び提示	7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等から請求があったときは、これを提示すること。
9 是正命令	市長は、7の項の規定による調査等の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じること。
10 是正報告	受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
11 公契約等の解除	<p>市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除することができること。</p> <p>(1) 7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合</p> <p>(2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合</p>
12 免責	市長は、前項の規定による公契約等の解除によって受注者等に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。
13 公表	市長は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等終了後に受注者等がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、当該違反内容その他の規則で定める事項を公表することができること。
14 その他	その他市長が公契約等において定める必要があると認める事項

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、別に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

(適用する公契約等)

第3条 条例第5条第2号の規則で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設等の管理運營業務
- (2) 施設等の清掃業務
- (3) 施設等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
- (4) 料金徴収等事務業務
- (5) 給食調理業務

2 条例第5条第3号の規則で定める指定管理協定は、別表に掲げる施設の管理に係る協定とする。

(労働報酬等審議会の委員)

第4条 条例第8条に規定する加東市労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員は、6人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が決まっていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員(議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席し、かつ、事業者を代表する者、労働者を代表する者及び学識経験者である委員の各1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部財政課で処理する。

(台帳の作成)

第11条 条例別表3の項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公契約等の件名

(2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限

(3) 賃金等支払日

(4) 賃金等計算対象期間

(5) 受注者等の氏名及び事務所の所在地(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに担当者氏名及び連絡先

(6) 労働者等氏名及び従事職種

(7) 労働報酬下限額

(8) 総労働時間数

(9) 前号のうち公契約等に係る業務に従事した時間数

(10) 労働報酬下限額に次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 台帳は、毎月作成しなければならない。

(算定労働時間数)

第12条 前条第1項第10号に規定する算定労働時間数とは、同項第4号の賃金等計算対象期間において、労働者等が公契約等に係る業務に従事した時間数に、次の各号に掲げる時間数を加えた時間数をいう。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数

2 前項の算定労働時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間に切り上げ、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

(立入検査をする職員の証明書)

第13条 条例別表8の項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式)とする。

(公表)

第14条 条例別表13の項に規定する公表事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公契約等の件名及び締結日
- (2) 受注者等の氏名及び事務所の所在地(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- (3) 公契約等を解除した場合は、その日及び理由
- (4) 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

2 公表は、市ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日以後に締結する公契約等について適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

加東市やしろ国際学習塾
加東市滝野文化会館
加東市東条文化会館
加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ
加東市社福祉センター
加東市東条デイサービスセンター
加東市東条福祉センター「とどろき荘」

加東市滝野産業展示館
加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条
加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう
加東市やしろ鴨川の郷
加東市滝野交流保養館

別記様式（第13条関係）

（表面）

立 入 調 査 員 証		写 真
所 属		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
<p>上記の者は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号）別表7の項及び8の項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
加東市長		印

（裏面）

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（別表抜粋）	
7 受注者等に対する報告及び立入調査	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができること。</p> <p>(1) 労働者等から5の項の申出があった場合</p> <p>(2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合</p>
8 身分証明書の携帯及び提示	<p>7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等から請求があったときは、これを提示すること。</p>

加東市公契約約款（工事請負契約）

この約款は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号。以下「条例」という。）に基づいて定めるものとする。

（労働者等の賃金等）

第1条 受注者等は、条例第6条第1項第1号に規定する労働者等に対し、条例第6条に規定する労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、業務に従事した時間、賃金等その他の加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例施行規則（平成27年加東市規則第27号。以下「規則」という。）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、対象となる労働者等に周知すること。

- (1) 条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。
- (4) 次条の規定による申出をする場合の申出先
- (5) 労働者等が次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(労働者等の申出)

第5条 労働者等（労働者等であった者を含む。第6条及び第7条において同じ。）は、受注者等が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認めるときは、市長又は受注者等に申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 受注者等は、前条の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注者等に対する報告及び立入検査)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができる。

- (1) 労働者等から第5条の申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(身分証明書の携帯及び提示)

第8条 前条の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等から請求があったときは、これを提示する。

(是正命令)

第9条 市長は、第7条の規定による調査等の結果、受注者等が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じる。

(是正報告)

第10条 受注者は、前条の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第11条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(免責)

第12条 市長は、前条の規定による公契約等の解除によって受注者等に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(公表)

第13条 市長は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明したときは、当該違反内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

(受注者の責務)

第14条 受注者は、公契約等を受注した責任を認識し、関係法令等を遵守することはもとより、公契約等に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

加東市公契約約款（業務委託契約）

この約款は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号）に基づいて定めるものとする。

（労働者等の賃金等）

第1条 受注者等は、条例第6条第1項第2号に規定する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、業務に従事した時間、賃金等その他の加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例施行規則（平成27年加東市規則第27号。以下「規則」という。）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、対象となる労働者等に周知すること。

- (1) 条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。
- (4) 次条の規定による申出をする場合の申出先
- (5) 労働者等が次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(労働者等の申出)

第5条 労働者等（労働者等であった者を含む。第6条及び第7条において同じ。）は、受注者等が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認めるときは、市長又は受注者等に申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 受注者等は、前条の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注者等に対する報告及び立入検査)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができる。

- (1) 労働者等から第5条の申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(身分証明書の携帯及び提示)

第8条 前条の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等から請求があったときは、これを提示する。

(是正命令)

第9条 市長は、第7条の規定による調査等の結果、受注者等が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じる。

(是正報告)

第10条 受注者は、前条の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第11条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(免責)

第12条 市長は、前条の規定による公契約等の解除によって受注者等に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(公表)

第13条 市長は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明したときは、当該違反内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

(受注者の責務)

第14条 受注者は、公契約等を受注した責任を認識し、関係法令等を遵守することはもとより、公契約等に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

加東市公契約約款（指定管理協定）

この約款は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号）に基づいて定めるものとする。

（労働者等の賃金等）

第1条 受注者等は、条例第6条第1項第2号に規定する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、業務に従事した時間、賃金等その他の加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例施行規則（平成27年加東市規則第27号。以下「規則」という。）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、対象となる労働者等に周知すること。

- (1) 条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。
- (4) 次条の規定による申出をする場合の申出先
- (5) 労働者等が次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(労働者等の申出)

第5条 労働者等（労働者等であった者を含む。第6条及び第7条において同じ。）は、受注者等が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認めるときは、市長又は受注者等に申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 受注者等は、前条の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注者等に対する報告及び立入検査)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができる。

- (1) 労働者等から第5条の申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(身分証明書の携帯及び提示)

第8条 前条の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等から請求があったときは、これを提示する。

(是正命令)

第9条 市長は、第7条の規定による調査等の結果、受注者等が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じる。

(是正報告)

第10条 受注者は、前条の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第11条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(免責)

第12条 市長は、前条の規定による公契約等の解除によって受注者等に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(公表)

第13条 市長は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明したときは、当該違反内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

(受注者の責務)

第14条 受注者は、公契約等を受注した責任を認識し、関係法令等を遵守することはもとより、公契約等に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合にお

いては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで) の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- 5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

○労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日号外厚生省令第二十三号）（抜粋）

（深夜業の割増賃金）

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- 2 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

（割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金）

第二十一条 法第三十七条第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手
- 三 三 住宅手当

四 臨時に支払われた賃金

五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

○労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令〔平成六年一月四日政令第五号〕

内閣は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。

附 則

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則〔平成十一年一月二九日政令第一六号〕 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇九号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

○最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低

賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

○最低賃金法施行規則（昭和三十四年七月十日労働省令第16号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職業訓練を受ける者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けるもの以外のものとする。

2 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条 法第七条の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書は、法第七条第一号の労働者については様式第一号、同条第二号の労働者については様式第二号、同条第三号の労働者については様式第三号、前条第二項の軽易な業務に従事する者については様式第四号、同項の断続的労働に従事する者については様式第五号によるものとする。

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～9 （省略）

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

《条例に関するお問い合わせ・ご相談》

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

加東市総務部財政課（庁舎4階）

電話番号：0795-42-3301（代）

0795-43-0414（直）

F A X：0795-42-7375

メー ル：kanzai@city.kato.lg.jp